

## 令和8年度龍ヶ崎市医療機関等物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰による影響の緩和を図り、市内に所在する医療機関等の事業の継続及び経営を安定化させることにより、医療機関等の利用者が安心して利用することができる環境を整備するため、医療機関等に対し予算の範囲内において龍ヶ崎市医療機関等物価高騰対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則(平成15年龍ヶ崎市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(医療機関等の施設)

第2条 この要綱において、「医療機関等」とは、市内に所在する施設であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

- (1) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院のうち、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の指定を令和7年4月1日時点(以下「前年度時点」という。)において受けているものをいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所(往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。)のうち、法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の指定を前年度時点で受けているものをいう。
- (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定により開設している同法第2条第12項に規定する薬局のうち、法第63条第3項第1号に規定する保険薬局の指定を前年度時点で受けているものをいう。
- (4) 訪問看護ステーション 法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者の指定を前年度時点で受けているものをいう。
- (5) 施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条の2第1項及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第19条第1項の規定により茨城県知事に対し施術所開設の届出をしたもののうち、関東信越厚生局に対し療養費の受領委任の取扱いに関する申出を届け出てその承諾を受けているもの又は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に医療保険(療養費)の適用となる施術の実績があるものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、医療機関等を運営する法人又は個人(以下「事業者」という。)であって、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする日において、医療機関等の事業を休止し、又は廃止していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員その他反社会的勢力若しくはそれらの者と関係を有する者(以下「暴力団等」という。)又は医療機関等の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が暴力団等に該当する者
- (2) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (3) 偽りその他不正の手段を用いて、市から補助金等の交付を受け、又はその交付の

申請をしたことがある者

(4) 市が実施するこの要綱以外の制度による農業、事業(医療機関等の事業を除く。)、公共交通事業等を営む者に対する物価高騰対策支援の対象となる者

(5) その他補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる医療機関等の施設(区分)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。この場合において、交付対象者が複数の医療機関等を開設している場合は、いずれか高い方の額を補助金の額とする。

2 補助金の交付は、1交付対象者につき1回を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和8年度龍ヶ崎市医療機関等物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間は、市長が別に定めるものとする。

(宣誓及び同意事項)

第6条 申請者は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請(以下「交付申請」という。)を行うに当たり、次に掲げる事項について宣誓し、又は同意するものとする。

(1) 補助金の交付を受けた後も医療機関等の事業を継続する意思があること。

(2) 交付対象者であること及び第3条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

(3) 交付申請の内容が虚偽でないこと。

(4) 交付申請に関し、市から検査、報告その他必要な措置(以下「検査等」という。)の求めがあった場合は、これに応じること。

(5) 補助金の交付に係る事務に必要な範囲において、交付申請に当たり市が取得した情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報から第三者から取得される場合があること。

(6) 第11条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合は、補助金を市に返還すること。

(7) 事業者の支援施策の検討及び推進のため、交付申請に当たり市が取得した情報等を活用する場合があること。

(申請のみなし取下げ)

第7条 市長は、交付申請に不備等があり、申請者に連絡若しくは確認が取れない期間又は申請者が当該不備の修正に応じない期間が連続して30日間続いた場合は、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度龍ヶ崎市医療機関等物価高騰対策支援事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(検査及び報告)

第9条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対し検査等を求めることができる。

2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が偽り

その他不正な手段故意により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和8年度龍ヶ崎市医療機関等物価高騰対策支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、市長が別に定める期日までに取り消された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（関係機関との連携等）

第12条 市長は、補助金の交付に係る事務のために特に必要と認めるときは、第6条の規定により宣誓し、及び同意した事項に基づき官公署その他の関係機関に対し必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取をすることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（失効後の経過措置）

3 この告示の失効の日以前に補助金の交付を受けた者に係る第10条及び第11条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

医療機関等の施設（区分）	補助金の額
病院（病床200床以上）	5,000,000 円
病院（病床200床未満）	2,500,000 円
有床診療所（医科又は歯科）	200,000円
無床診療所（医科又は歯科）、薬局、訪問看護ステーション及び施術所	100,000円

備考 病床数は、医療法第7条に基づく開設許可病床数を基準とする。